

令和4年4月15日

農業委員会総会会議録

注： この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 2 2 回 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

- 1 開催日時 令和4年4月15日(火) 午前9時
- 2 開催場所 柳井市役所3階大会議室
- 3 出席委員

1 番	岡本 幸子 君	2 番	鈴木 喜義 君
3 番	中元 茂雄 君	4 番	下土井 進 君
5 番	榎本 正男 君	6 番	岩政 幸人 君
7 番	寺西 久美子 君	8 番	原田 淳一 君
9 番	吉弘 功 君	10 番	大崎 正男 君
11 番	勝本 澄人 君	12 番	齋藤 貴之 君
13 番	宮本 三雄 君		
- 4 欠席委員
- 5 説明のため出席した者

事務局長	下前 真一 君
事務局次長	松村 和裕 君
農林水産課	柳屋 康彦 君
- 6 記事ならびに議事録調整者
職 員 伊藤 義人 君

会議に付議した事項

- | | |
|---------|--|
| 議案第100号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第101号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第102号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第103号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第104号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業） |
| 議案第105号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の決定について |
| 議案第106号 | 農地の賃借料情報の提供について |
| 議案第107号 | 特定農用地利用規程の認定について |

第22回農業委員会総会次第

- 議長 宮本君 それでは、ただ今より第22回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、13名中13名で、定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
- 議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において
岩政委員と原田委員をお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ござ
いませんでしょうか。
（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたします。
- 議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第100号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。
- 局長 下前君 議案第100号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
て、申請人（田 3, 534㎡ 畑 154㎡）から別紙調書のとおり農地所有権等取得のため、農地法第3条第1項の規定による申請が
あったので、許可の可否について意見を求めます。
令和4年4月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。
- 次長 松村君 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
（3条-1） 整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積2, 768㎡ 外2筆 合
計 田 3, 534㎡ 畑 154㎡です。
利用状況は休耕です。権利の種類は所有権の移転です。
渡人は、遠方に居住し、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。
受人は、渡人の要望により、譲り受けるものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から南へ約1kmの距離
にある、●●から西へ100mの距離に位置する農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地
域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項
各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君 補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
整理番号1番につきましては、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君 該当の農地はですね、●●の集落内にある農地でございます。現所有者は●●の方ということで、遠距離にあり、ほぼ管理がされてないような状況の農地でした。それが親戚関係になる方らしい人が譲り受けて管理をしたいということでの3条申請でございまして、現在、もうきれいに刈り取り等して、すぐ耕作という状況まではいってませんが、きれいな状態になっていますので、しばらくは管理がされるんじゃないかというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号1番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
異議なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了し、整理番号1番 議案第100号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第100号につきましては、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして議案第101号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第101号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請人(畑 124㎡)から別紙調書のとおり農地以外の目的に供するため、農地法第4条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。
令和4年4月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 (4条-1) 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 畑 124㎡です。
利用状況は休耕です。
申請人は、申請地に桜5本を植林するものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から東へ約1 kmの距離にある、●●から東へ100 mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号1番の農地区分は、都市計画法による用途地域内の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきましては、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君

今、事務局の方からご説明がありましたとおりでございまして、場所は●●のすぐ北側でございまして、狭い面積でありまして、畑の休耕でございまして、桜の木を植えるということで、特別問題はございませんので、許可基準にも全部適合しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了して、整理番号1番 議案第101号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第101号につきましては、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして議案第102号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第102号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請人 外2名(田 1, 980㎡ 畑 2, 384㎡)から別紙調書のとおり農地転用を目的とする所有権等取得のため、農地法第5条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。

令和4年4月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君
(5条-1)

調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 畑 面積1, 136㎡外5筆 合計
田 1, 980㎡ 畑 2, 384㎡です。
受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、売電収入を見込みパ
ネル設置面積2, 033.52㎡、発電出力249.6kwを建設する
ものです。
渡人は、受人の要望に応じて、譲り渡すものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から西へ約2.7kmの距離
にある、●●に沿った農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、整理番号1番の農地区分は、公共投資の対象となってい
ない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1
立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-2)

整理番号2番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 畑 面積202㎡外1筆 合計 田
2, 283㎡ 畑 202㎡です。
受人は、整理番号1番と同じ、●●で太陽光発電事業を営む法人で、
売電収入を見込みパネル設置面積1, 335.7㎡、発電出力166.
5kwを建設するものです。
渡人は、受人の要望に応じて、譲り渡すものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から西へ約2.7kmの距離
にある、●●に沿った農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、整理番号2番の農地区分は、公共投資の対象となってい
ない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1
立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-3)

整理番号3番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積305㎡です。
受人は、●●で不動産業を営む法人で、申請地を譲り受け貸駐車場
を建設するものです。
渡人は受人の要望に応じるものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から南西へ450mの距離
にある、●●から南へ24mの距離に位置する農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、整理番号3番の農地区分は、公共投資の対象となってい
ない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1
立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君 以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
整理番号1番と2番につきましては、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君 先日3月31日に現地を関係者の方と調査いたしました。整理番号1番ですが、これは●●と●●との境にある●●に沿った農地で、雨水の処理もすぐ●●の方に処理できますので、これは何ら問題ないと思います。また、整理番号2番ですが、これは自宅と市道に囲まれた農地で、これも既設の水路にすぐ雨水を処理できるので、これも問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号1番・2番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
異議なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号3番につきまして、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君 4月5日に関係委員と事務局と現地を調査いたしましたが、特別問題ないと思われますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号3番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは質疑を終了して、整理番号1番から3まで番 議案第102号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第102号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして、議案第103号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第103号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
別紙調書のとおり農用地利用権等設定のため、農業経営基盤強化促

進法第18条第1項の規定に基づき、この会の意見を求めます。

令和4年4月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君

それでは、農用地利用集積一覧表をご覧ください。

市長より、令和4年4月15日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。3件、3筆、7,064㎡の更新新規・新規の利用権の設定でございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、議案第103号についてご審議をお願いいたします。

何か質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了しまして、議案第103号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第103号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして、議案第104号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第104号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

別紙調書のとおり農用地利用権等設定のため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。

令和4年4月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄

調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君

それでは、農用地利用集積計画一覧表【農地中間管理事業】をご覧ください。市長より令和4年4月15日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画です。

以上の計画申請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君 補足説明を終わります。
それではご審議をお願いいたします。
何か質疑はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了して、議案第104号について、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第104号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして、議案第105号につきまして、農業委員会等に関する法律第31条の規程により、議事参加が制限されますので、●●委員は議事に参加しないこととします。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第105号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の決定について
別紙調書のとおり農用地利用配分計画案決定のため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。
令和4年4月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 農用地利用配分計画一覧表(案)をご覧ください。
市長より、令和4年4月15日付けで農用地利用配分計画案の決定を求められています。
計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものです。
なお、本配分計画案の決定後、議案第104号の農用地利用集積計画の公告により、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。
以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君 補足説明を終わります。
ご審議をお願いいたします。
何か質疑はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了し、議案第105号については、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第105号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして、議案第106号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第106号 農地の賃借料情報の提供について
農地法第52条に基づき農業委員会が提供する、農地の賃借料情報を別紙のとおり作成したので、内容についてこの会の意見を求めます。
令和4年4月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本三雄

局長 下前君 議案の次のページを見ていただけたらと思います。柳井市賃借料情報を載せております。
農地法第52条において、「農業委員会は、借賃等の動向に関する情報の提供を行うものとする。」と規定されており、これに基づき賃借料情報の提供を行うものです。
賃借料については、令和3年1月から12月までの昨年1年間の賃借契約の実績をもとに、地区毎に基盤整備地域及び未整備地域に分け、平均額、最高額、最低額を算出しています。
データは、全て利用権設定に係るものです。
賃貸借は179筆でした。
賃借料の水準の算出にあたっては、契約件数が5件未満のものは集計から除外し、また、平均より著しく高額あるいは低額のものも除外しています。
また、物納としている場合は、60kgあたり10,440円に換算して計算しています。
なお、この賃借料情報はあくまでも参考ですので、実際の貸し借りに関しては当事者間で話し合っ決めていただくこととなります。
総会において承認後、柳井市のホームページに掲載し、公表する予定としております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それではご審議をお願いいたします。

何か質疑、質問はございませんでしょうか。

あくまでもこれは目安ということで、やっぱり借りる人と預ける人との話し合いによって決定するものであります。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了し、議案第106号につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第106号につきましては、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして議案第107号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第107号 特定農用地利用規程の認定について
農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規程に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。
令和4年4月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、農林水産課柳屋補佐が説明いたします。

農林水産課 柳屋君

皆さん、おはようございます。農林水産課柳屋と申します。座った状態で説明させていただきますので、ご了承いただけたらと思います。

それでは、議案第107号について説明させていただきます。

伊陸中央地区について、国営ほ場整備事業が実施され、伊陸中央第3換地区として藤ノ木地区の多くのほ場が整備をされております。

この地区は、これまで個人での農作業受委託を中心に営農活動をされていましたが、近年、農業従事者が高齢化し、地域農業の維持発展に支障をきたす恐れもあり、以前より新たな体制作りが必要とされてきました。

そこで先般、藤ノ木地区の将来について集落の皆さんで話し合いの場を持ち、地区の農家13名を中心に、地区の農業を担う法人を設立することとなりました。

その法人は2月13日に「農事組合法人藤ノ木」として、設立総会を開催し、既に2月16日に法人登記も完了しています。

併せて、地区の農地の所有者で組織する「藤ノ木地区農用地利用改

善組合」も設立されております。

この農地を出す側、出し手組織である「農用地利用改善組合」と、農地を預かる側、受け手組織である「農事組合法人藤ノ木」の2つの組織が連動して藤ノ木地区の営農を継続していく仕組みでございます。

この2つの組織での運用を定めたものが今回お諮りする「特定農用地利用規程」で、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条に基づき、農業委員会と農業協同組合へ意見を求めることとされておりますので、この度お諮りいただくものでございます。

議案第107号を、この文書をめくっていただきましたら、まずは市から農業委員会に対しての本件の意見聴取についての依頼文書、公文書の写しでございます。続きまして、特定農用地利用規程認定申請書の写しでございます。

それに添付書類として、特定農用地利用規程（案）、農用地利用改善組合規約、組合員名簿、設立総会の議事録、農業法人の同意書の写しを添付しています。

そのうち特定農用地利用規程でございますが、第1条に伊陸藤ノ木地区の農業振興を図るため、農用地の有効利用と農業経営の改善を促進することを目的と定めております。

第2条には基本的な内容を定めており、効率的な農用地の利用を図り、生産性の高い農業構造を実現するため、作付地の集団化、役割分担の明確化、農作業の共同化などを行うこととしております。

第3条には、別紙区域図を添付していますが、伊陸中央第3換地区の第1工区、2-3工区、3工区のは場整備実施地区を実施区域の範囲としております。

第4条から第10条までは第2条を詳しく記述しているものでございます。

第11条には、区域内で農作業ができなくなった場合に、農作業の受け手として位置付けられる法人を明確にしており、冒頭にご紹介しました「農事組合法人藤ノ木」と岩国市にございます農業法人「五橋農纏株式会社」を指定しており、添付書類に各法人の同意書を添付しております。

第12条は集積の目標ですが、区域の総面積22.6haを目標としております。

以上が藤ノ木地区の農用地の利用について定めた規程でございます。全部で53軒の農家が参加されていらっしゃる。

以上、藤ノ木地区の特定農用地利用規程の認定について、ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、議案第107号についてご審議をお願いいたします。

何か質疑ございますでしょうか。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了して、議案第107号については、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第107号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。
（閉会 午前9時32分）